

海南市における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

旅客の運送の用に供する自動車が 停車又は駐車をする乗合自動車の 停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする旅客の 運送の用に供する自動車の 範囲	最左欄の停留所における左 欄の停車又は駐車が道路又 は交通の状況により支障が ないものとなるようにする ため必要と認める事項	合意状況
橋本	和歌山県海南市下津町橋本90-4	一般乗用旅客自動車運送 事業者（有交和歌山株式会 社）が行う一般乗合旅客自 動車運送事業（道路運送法 第3条第1号イ路線不定期 運行）の用に供する自動車 に限る。	最左欄の停留所における 左欄の停車又は駐車は、左 欄に係る運行日の運行時 間内に限るものとする。 最左欄の停留所を使用し ている一般乗合旅客自動車 運送事業者と運行時刻等 について調整を図り、交通 に支障がないようにするこ と。	海南市地域公共交 通協議会を通じて、 令和7年4月23日合 意